

重要事項説明書

作成日 令和6年6月1日

1. 事業者概要

- ・法人格及び法人名称 有限会社 一葉サンサン会
- ・代表者の役職と氏名 取締役 幸地 伸哉
- ・事業所の所在地 兵庫県西宮市門前町10番32号
- ・法人の理念 法人の健全な運営のもとに、自己の尊厳を保ち自立した生活を営めるよう質の高い多様な福祉サービスを提供する。
- ・介護保険関連の事業 認知症対応型共同生活介護
介護予防認知症対応型共同生活介護
- ・他の介護保険以外の事業 なし

2. 事業所（ホーム）の概要

- ・ホーム名称 サンサンケア門前
- ・ホームの目的 認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境のもとで、食事・入浴等の日常生活の援助を行い、安心と尊厳のある生活のもと、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立して営むことができるよう支援します
- ・ホームの運営方針 ①介護保険法等法令に沿って運営します。
②利用者の人格を尊重しながら、個別の介護計画にあった適切なサービスを提供します。
③提供したサービスについて質の管理、評価を行い、改善を図ります。
④利用者の健康管理を行い、医療との連携強化を図ります
- ・管理者 北岡康宏（第1ユニット、第2ユニット）
- ・開設年月日 平成15年2月15日
- ・保険事業者指定番号 2870901572
- ・ホームの所在地 兵庫県西宮市門前町10番32号
- ・電話番号 0798-68-1433
- ・Fax 番号 0798-68-1533

- ・メールアドレス sunsun@aioros.ocn.ne.jp
- ・交通の便 阪急「門戸厄神」駅下車東へ徒歩 15 分
- ・敷地概要 490.94 m² (賃貸借契約)
- ・建物概要 522.24 m² (賃貸借契約)
- ・居室の概要 全18室、全室個室 (各室 12.96 m²)
- ・共用施設の概要 食堂兼居間・浴室・便所・洗面室・厨房・事務室・宿直室・相談室
- ・緊急対応方法 緊急対応マニュアルに基づき適切に対応します。
- ・防犯防災設備 非常通報・スプリンクラー各居室ほかに設置
自動火災報知器・熱、煙感知器・消火器等
避難設備等の概要 避難誘導灯・非常灯・避難ペランダ
- ・損害賠償責任保険加入先 三井住友海上火災保険

3. 職員体制

管理者 常勤 (兼務) 1名

(1) 第1ユニット (定員9名)

計画作成担当者 常勤 (兼務) 1名
 介護従事者 常勤 3名
 常勤 (兼務) 2名
 非常勤 6名
 非常勤 (兼務) 3名
 うち夜勤専従 2名
 うち1ユニット非常勤看護職員 1名

(2) 第2ユニット (定員9名)

計画作成担当者 非常勤 (兼務) 1名
 介護従事者 常勤 3名
 常勤 (兼務) 3名
 非常勤 7名
 非常勤 (兼務) 2名
 うち夜勤専従 3名
 うち2ユニット常勤看護師 1名、非常勤看護師 1名

4. 勤務体制 (各ユニット同じ)

- ① 8:30~17:30 2名
 8:30~12:30 1名 12:30~17:30 1名
 17:00~21:00 1名 21:00~翌日9:00 1名

5. 利用状況

- ・利用者数 18名 2ユニットの定員18名（各ユニット定員9名）

6. ホーム利用にあたっての留意事項

- ① 認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護の対象者は、要支援2、要介護1から5で認知症の状態であり、かつ次の事項を満たす者とする。
 - ・少人数による共同生活を営むことに支障がないこと。
 - ・自傷他害のおそれがないこと。
 - ・常時医療機関に於いて治療をする必要がない事。
 - ② 入居後利用者の状態が変化し、前項に該当しなくなった場合は退居してもらう場合がある
 - ③ 退居に際しては、利用者及び家族の同意を踏まえた上で、他のサービス提供機関と協議し、介護の持続性が維持されるよう、退居に必要な援助を行うよう努める。
 - ④ 面会・来訪
原則として面会時間の指定はありません。その都度職員に届け出て下さい。来訪者名簿に記載して下さい。
 - ⑤ 外出・外泊
外出・外泊の際には、職員に申し出て、**外出・外泊届**を提出して下さい。
 - ⑥ 医療機関等での受診
医療機関等で受診を受けられる場合は、その都度職員に申し出て下さい。
 - ⑦ 喫煙・飲酒
たばこは、指定された喫煙場所以外では禁止とします。
飲酒のときは、職員に申し出ていただき、指示を受けてください。
 - ⑧ 迷惑行為等の禁止
騒音等他の人に迷惑となる行為は禁止します。
 - ⑨ 所持品・備品等の持ち込み
事前に職員に相談して下さい。
 - ⑩ 金銭・貴重品の持ち込み
原則として利用者で管理して下さい。なお、高額な金銭や高価な貴重品の持ち込みはご遠慮ください。
 - ⑪ ペットの持ち込み
施設内へのペットの持ち込み、飼育はできません。
- その他
施設内での布教活動及び営利行為並びに特定の政治活動は、禁止します。

7. 個人情報の保護

利用者、家族の個人情報については、その性格と重要性を十分認識し、適正に

取り扱い、介護保険法に基づく指定基準において、サービス担当者等で、利用者、家族の個人情報を用いる場合には、あらかじめ文書で同意を得るものとします。

8. 秘密保持

事業所は、職務上知りえた利用者またはその家族に関する情報を正当なく、第三者に漏らすことはありません。但し、各項目の情報提供については特に申し出がない場合は同意していただいたものとして取り扱わせていただきます。

- ① 介護保険サービス利用のための、県及び市の居宅支援事業者、その他の介護保険事業者、医療機関等への情報提供
- ② 介護サービス担当者会議等への情報提供
- ③ 事業所内での利用者、家族の写真の掲示
- ④ 個人情報については、介護サービス上必要最小限の範囲にとどめます。
- ⑤ 同意については、利用契約書の期間と同じとします。

9. 事故発生時対応

利用者の心身の状態に異変その他緊急事態が生じたときは、主治医又は医療機関と連絡を取り、適切な措置を講じます。

10. 非常災害対策

非常災害時対応マニュアルを作成し年2回の避難訓練、主治医との連携及び日常の物心ともに準備を整える。

11. 介護記録の保管

事業所は、利用者のサービス提供に記録を作成し、法令により原則2年間は保管します。尚、記録の閲覧の要求がある時は、利用者本人及びその家族に限り開示します。

12. サービス及び利用料等

- (1) 保険給付サービス・・・食事・排泄・入浴（清拭）・着替えの介助等の日常生活上の世話、日常生活での機能訓練、健康管理、相談、援助等であり、これらを包括的にサービスが提供され、要介護度別に応じて定められた金額が自己負担額となります。なお、初期加算として1日30単位（入居後30日に限り）その他医療連携体制加算、1日39単位（ただし要支援2は加算なし）、介護職員処遇改善加算Ⅰとして1ヶ月の所定単位数の8.3%（所定単位数とは基本サービス費に各種加算減加えたもの）の額が加算されます。及び介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ2.3%が加算されます。看取り時に限り、看取り介護加算1日80単位死亡日4日～30日前、1日680単位死亡日前日～前々日、1日1,280単位死亡日が加算されます

(2) 保険対象外サービス…その他の費用は、自己負担分となります。この費用の改定については理由を付した上、事前に連絡します。

(3) サービスの内容

- ① 介護サービスの計画作成
- ② 食事
- ③ 入浴
- ④ 生活介護
- ⑤ 機能訓練（リハビリテーション・レクリエーション・趣味活動）
- ⑥ 相談援助サービス
- ⑦ 要介護認定（更新等）に係る行政・介護支援専門員との連携
- ⑧ その他地域行事等への参加
- ⑨ 医療連携サービス
- ⑩ 看取り介護体制

(4) 入居敷金

- ① 利用者は、本契約から生じる債務の担保として、20万円を入居敷金として事業者に残金預け入れるものとします。
- ② 事業者は、利用者が退居した場合は、延滞なく預け入れた入居敷金の金額を無利息で退居時に返還するものとします。ただし、事業者は、退居時に居室の使用料等の滞納、原状回復による費用、その他の本契約から生じる退居者の債務の不履行が存在する場合には、該当債務の額を入居敷金から差し引くこととし、内訳は説明します。

(5) 利用料金等（1日当たりの基本的な介護サービス費用）

自己負担額は介護報酬額の1割から3割の負担がかかる場合もあります。法令に定める割合で徴収します。

尚、地域単価は、3級地に該当し1単位10,680円です

	自己負担額 1割の場合	保険者負担	介護報酬単位
要支援 2	23,998円	215,981円	22,470
要介護 1	24,127円	217,134円	22,590
要介護 2	25,248円	227,227円	23,640
要介護 3	26,017円	234,147円	24,360
要介護 4	26,530円	238,761円	24,840
要介護 5	27,074円	243,664円	25,350

*初期加算として1日30単位が加算されます（入所後30日限り）

*要介護1から要介護5まで医療連携体制加算（Ⅰ）として1日47単位が加算されます

*要介護1から要介護5まで医療連携体制加算（Ⅱ）として1日5単位が加算されます

- *医療機関へ入院された際に、生活支援上の留意点等の情報提供を行うことで入院時費用として、1つきに6日最大12日まで1日240単位算定されます
- *新興感染症のパンデミック発生時等において、施設内で感染した高齢者に対して必要な医療やケアを提供する観点や、感染拡大に伴う病床ひっ迫を避ける観点から、必要な感染対策や医療機関との連携体制を確保した上で感染した利用者を施設内で療養際に、新興感染症等施設療養費として1月に1回、連続する5日を限度として1日240単位加算されます
- *利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行うことで、生産性向上推進体制加算（Ⅱ）として1月10単位加算されます
- *40歳から64歳までの若年性認知症の利用者を受け入れ、担当スタッフが適切なサービスを提供した場合、若年性認知症利用者受入加算として120単位加算されます。
- *利用者が施設等を退居する際に、適切に相談援助や支援を行った場合、退居時相談援助加算として1回400単位加算されます
- *認知症に関する専門的な研修を修了した職員が介護サービスを提供した際に認知症専門ケア加算（Ⅰ）として1日4単位加算されます
- *LIFE（科学的介護情報システム）を活用し、利用者ごとの心身の状況をはじめとした基本情報を厚生労働省に提出し、科学的介護推進体制加算として1つき40単位加算されます
- *歯科医師または歯科衛生士と連携し、介護職員への技術的助言や指導を月1回以上受けている体制に対して、口腔衛生管理体制加算として1つき30単位加算されます
- *介護職員処遇改善加算Ⅰとして1ヶ月の所定単位数の22.0%の額が加算されます（所定単位数とは基本サービス費に各種加算減加えたもの）
- *介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱロ）として1ヶ月の所定単位数2.3%の額が加算されます

(6) その他の費用（日割り計算とするため日額で表示）

① 食材料費（おやつ代含）

日額 1,400円

② 居室利用料(家賃)

日額 1,650円

(生活保護受給者は支給額とする)

③ 光熱費

日額 500円

④ 共益費（清掃、衛生管理保守費用）

日額 200円

⑤ 理美容代

実費

⑥ おむつ代

実費

⑦ その他レクリエーション・趣味活動等での費用は別途実費となります。

- ⑧ 入院、外泊期間中における利用料金に関して
 食材料費…提供した食材に関する費用のみ徴収いたします。
 居室利用料（家賃） 全額徴収
 共益費（清掃、衛生管理保守費用） 全額徴収
 光熱費、共益費 入院期間を除いた日数分を徴収
 （入院日、退院日は徴収いたします）
 ＊費用の改定に当たっては、1ヶ月前に文書で通知いたします。

(7) 支払方法

前月分の請求書を、毎月7日までに発行しますので、指定期日までに銀行振込によりお支払ください。

- 1 3. 利用者が法定代理サービスを利用できないことにより償還払いとなる場合は、一旦利用者は全額自己負担となります。この時サービス提供証明書を交付いたします。

1 4. 地域密着型第三者評価

実施日	令和 6年 3月 31日
評価機関	運営推進会議の委員の方及びホーム担当
評価結果	ホーム内廊下に掲示

- 1 5. 協力医療機関 風川医院・かにえ整形外科・さとう歯科クリニック
 その他主治医紹介による病院（入院）あり。

1 6. 苦情相談窓口

苦情受付担当者 北岡 康宏

開設時間 午前8：30～午後17：30

相談の方法 電話、FAX、文書いずれでも可能です。
 面談の日を決め、相談を受けます。

＊その他相談機関

- (1) 西宮市 法人指導課 (電話 0798-35-3045)

〒662-8567 西宮市六湛寺町10-3

- (2) 兵庫県国民健康保険団体連合会

介護保険課介護サービス相談窓口 (電話 078-332-5617)

〒650-0021 神戸市中央区三宮町1丁目9-1-1801

[重要事項説明書についての確認]

事業者

日 時：令和 年 月 日（午前・午後 時説明）

場 所：西宮市門前町10-32 サンサンケア門前

説明者：

私は、本書面に基づいて重要事項の説明を受けたことを確認します。

[利用者]

住 所

氏 名

印

[利用者代理人]

利用者との続柄

住 所

氏 名

印